

下水道法の一部を改正する法律要綱

第一 雨水流域下水道の制度の創設

終末処理場を有する公共下水道により排除される雨水のみを受けて、これを公共用水域に放流する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除し、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するものを、雨水流域下水道として整備することができるものとする。こと。

(第二条関係)

第二 流域別下水道整備総合計画において定めるべき事項の追加等

一 窒素含有量又は^{りん}燐含有量を削減する必要がある公共用水域に係る流域別下水道整備総合計画には、終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は^{りん}燐含有量についての終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項を定めなければならないものとする。

二 流域別下水道整備総合計画に一の削減目標量が定められた終末処理場で放流する下水の窒素含有量又は^{りん}燐含有量に係る水質を一定の基準に適合させることができる構造のもの(以下「高度処理終末処理場」という。)を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超えて削減する窒素含有量又は^{りん}燐含有量のうち一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該

他の地方公共団体が管理する終末処理場について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、都道府県に対し、申し出るこ
とができるものとする。

三 二の申出を受けた都道府県は、一の事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐^{りん}含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができるものとする。

四 三により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができるものとする。

(第二条の二・第三十一条の三関係)

第三 一定の物質又は油が下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置の義務付け

一 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ち

に応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならぬものとする。

二 公共下水道管理者は、一の者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、これを講ずべきことを命ずることができるものとする。

(第十二条の九関係)

第四 罰則

第三の二の命令に違反した者に対する罰則を設けるものとする。

(第四十六条の二関係)

第五 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。